

豚コレラ・豚丹毒混合生ワクチン

動生剤基準の豚コレラ・豚丹毒混合生ワクチンの 3.6.4、3.6.5、3.6.6、3.7.2、3.7.4 及び 3.7.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。